

令和6年鉾田市農業委員会1月定例総会議事録

日 時	令和6年1月25日（木）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	23番 箕輪美代子 24番 梶間幸一																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 7 号 農業委員会事務局職員の人事について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p>																																																																														

	<p style="text-align: center;">利移動届出について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">（開 会）</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和6年銚田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。また、明けましておめでとうございます。 今年第1回目の定例総会ということで、年始めに元日から嫌なニュースがテレビを通じて飛んできたことは、やはり北陸の能登半島の甚大な地震による被害、なおさら今も行方不明になっている方々がいらっしゃるということで、非常に暗いニュースで皆さんも年明けたと思います。亡くなられた方には、ひとつ哀悼の意を表したいと思います。けがしたり、まだこれからも救出されない方は非常に家族が残念で、まだこの地域において雪が降る、吹雪が降る、大変寒さの中で公民館なり体育館なり、いろいろ避難していただいて、日々日々毎日がつらい状態が続いていると思います。我々はその点、こういう自然豊かな銚田市に住んでいて、非常によかったなと思いますけれども。 それとこの前、日立で農産物・食品の適正な価格形成についてということで、農水省の大臣官房の新事業・食品産業部企画グループ長、木村崇之さんという方からお話をいただきました。まず、食料の安定供給の確保、それには食品システム全体を持続可能なものにしていくために、食料システムの各団体の関係者が協議できる場を創設する、または適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、食料システムの関係者の合意の下でコスト指数を作成し、これをベースに各段階で価格に転換されるような取引の実態・課題等を踏まえて構築する。または適正な価格転嫁について生産から消費までの関係者の理解醸成を図るという、いろいろな項目の中で話がありました。その講演の最後に、皆様から何か質問ないですかということで言われましたので、誰も手を挙げる様子がなかったもので、私ちょっと、あんまり格好はよくないけれども、なまっているからしゃべりたくなかったのだけれども、手を挙げて一応聞きました。先生方はこういうお話をしているけれども、先生方は机の上でやって、価格が高くなった、価格が低くなったと言っているけれども、毎日ニュースで食料品上がる、ハクサイが値段が</p>
--	---

高くなったら、マスコミ等でも報道を上げてやる。米は今年は一等米が少ない。二等米だと。そうかといって値段も上がらない。それでも農機具、肥料上がっているということは毎回やっけていて、こういうことを、お金のほうを国のほうはどういうふうに考えているのか。農家の方は、これ米の値段が安くなったからって、田んぼがあるのだから作らないわけにはいかないのだ。それで、なおさら農機具が上がっていく、それには人件費が上がっていくから農機具も上がるって簡単に言うだけで、それに農機具使うのには油も上がってくる。また人件費も上がっていく、肥料も上がっていくとちゃんと認めていて、何で農産物に関してはそういうことが、もう少し先生方はお上のほうに言ってくれないのだと。

それと、私たち農業委員会は、耕作放棄地を解消するように、今どんどん、どんどん各市町村を挙げてやっけています。耕作放棄地をなくすようにして、今耕作放棄地している田んぼが米を作るようになったらもっと米が余ってしまうのだ。もっと米の値段が安くなってしまいうわけだ、ダブってしまっけて。それにもかかわらず、外国側が国同士の約束で毎年何万トンずつ輸入をしてくる。そういう現状をやはりもう少し国のほうで指導して、農家の米はこれだけの値段で、これだけの値札だから、これだけ上げないとやっけていけないのでということで、何でそういうようなことも働きかけてくれないのだと。企業のほうばかり働きかけて、我々農家に対してはそういう働きかけを国のほうに働きかけなければ、百姓は生かさず殺さずという昔の言葉があるけれども、全くそのとおりではないかということ、もう少し官僚らに言ってくれなければ、我々農家としては非常につらい立場なのだということ、それにはある程度回答来たけれども、やはりしゃべることは、しょせん机に座っている人らの話で、我々にはじんとこなかったということが実感でございます。

そういうことで、一応そういう話が出てから、農家がもう少し魅力のある農家、あといろいろ講演で、もうかる農業と題していろいろ講演もあるけれども、そんなにもうかるのならば農家の人ももっと増えてしまうという。それでは駄目だと農家の人口はどんどん減っているのだと。そうしたらば、私の意見はそういうふうに言ったけれども、銚田で会長が言ったのだから、俺も一言しゃべるっぺということで、下妻の今度は会長がすぐ後ろにいて、その人もやはりそういうような指摘をされました。しょせん最後には結論に至って、この資料を渡されたけれども、資料を渡されても、幾ら米作っけて、消費者が買ってくれなければ駄目なのだということだ。消費者と生産者が理解をうまくやっけてくれないければというけれども、その前に国が動いてくれないければ何もならないのだと。農家は幾ら頑張っけて、農家はうまい米、うまいものを作る。そうかとい

	<p>たって、全部がうまい米作ったからって、それだけの値段上げてくれと言ったって上げてくれないのだ。やっぱりそういうものを国が今度主導してやってくれなければ、農家離れしてどんどん、それで有事の際には、今度米をどんどん足らないから作れといったって、米は1年、2年では、耕作放棄地を田んぼにしたって米はすぐ作れないのだと。そういうことも踏まえて、やはりもう少し考えてくれないといけないということで、そういう話をいろいろさせていただきました。これからも本当にそういう耕作放棄地など皆さん、農業委員としていろいろな立場上、頑張っていると思いますけれども、何かあればそういう機会があったときには、私はそういう話を、一応話しに来た人らにはそういう話をして帰ってきますので、これからもひとつ、ますます鉾田市の農業委員会が発展するように頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>そういうまとまらない話でございますけれども、今日も一日慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、総会を始めたいと思います。</p> <p>ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、23番 箕輪美代子 委員、24番 梶間幸一 委員の両名を指名いたします。</p>

議 長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p>
	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議 長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号1番について、ご説明いたします。 申請件数につきましては1件、地目、畑1筆、面積1,909平方メートルでございます。契約内容は、売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番 ■■■■■委員の退席を求めます。</p> <p>(■番 ■■■■■ 委員退席 午後2時12分)</p>
議 長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
山口正重委員	<p>16番、山口です。1番について説明します。 譲渡人、■■■■■さんと譲受人、■■■■■さんは同じ秋山地区の近所の間柄となります。これまで長い間、■■■■■さんは■■■■■さんからこの土地を借りてイチゴの苗作りを行っていましたが、■■■■■さんが高齢なものであり、今後農業をする予定もないので、この土地</p>

		<p>を買ってくれないかと話があり、今回の売買に至ったそうです。■■■さんは、妻、両親、パート5人、農業実習生を9人ほど使い、イチゴ140アールとハウレンソウを栽培しております。高校生の息子もおり、今後も農業を続けていくということでございます。問題のない案件かと思われまますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>	
議	長	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>	
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>	
議	長	<p>■■番、■■■■委員の入場を認めます。</p> <p>(■■番 ■■■■委員入場 午後2時14分)</p>	
議	長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>	
事	務	局	<p>番号2番について、ご説明いたします。申請件数につきましては1件、地目、田1筆、面積1,093平方メートルでございます。契約内容は、普通贈与で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■番、■■■■委員の退席を求めます。</p> <p>(■■番 ■■■■委員退席 午後2時15分)</p>	

議 長	番号2番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番, 菅谷です。譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんとは同地区で親戚関係で, ■■■さんの父親の代から■■■さんに作付を20年ぐらいしてもらっていたとのこと。農地は■■■さんの自宅に隣接しており, これからもお米を作付するとのこと。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	■番 ■■■委員の入場を認めます。 (■番 ■■■美尚 委員入場 午後2時16分)
議 長	それでは, 番号3番から番号7番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号3番から番号7番まで, ご説明いたします。申請件数につきましては5件, 地目, 畑8筆, 田1筆, 計9筆。面積は3万892平方メートルでございます。契約内容につきましては, 売買3件, 普通贈与2件となっております。いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	番号3番について地元委員の説明を求めます。

<p>長峰克巳委員</p>	<p>9番, 長峰です。譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは祖父の代からの親戚であり, ■■■さんが闘病生活をしておりまして, 後継者もなく, 土地の管理もできず, 小さな雑木が生えておりフジツルなどで荒地になっていましたが, 数年前から■■■さんが伐採等をして整地をしました。■■■さんは, 作物などを中心とした農家であり, 経営面積も129アール耕作しております。■■■さんは熱心に取り組んでおります。作物は水稲, カンショなどを増産するため, 申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から, 譲渡人は農作業に常時従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>それでは, 番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番, 山口です。申請番号4番について説明します。</p> <p>譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さんは親子関係でございます。このたび■■■さんが権利を贈与するということでございます。■■■さんは, 葉物を中心とした農家で, 申請地にはハウスが建っており, ミズナが作ってありました。今後も農業を続けていくということでございます。また, 年間300日農作業に従事しており, 別に問題のない案件だと思われまので, よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番, 菅谷です。5番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人, ■■■さんは, 家族と3名の従業員さんでライスセンターと, 冬場はネギ栽培をされている大規模農家さんです。譲渡人の■■■さんは高齢で, 農業をしまおうと思っていたところ, 改良組合の紹介で■■■さんに売買の話をしたところ, 円満にまとまったそうです。問題のない案件と思われまので, よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして, 番号6番についてもお願いします。</p> <p>続きまして, 6番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは, いとこの関係だそうです。■■■さんが常陸太田市在住で農家をしておらず, 相続した農地を■■■さんに贈与する話がまとまったとのこと。■■■さんは,</p>

<p>議 長</p>	<p>サツマイモ、葉物を中心に農家をしている專業農家さんです。贈与された土地にサツマイモを作付することのことです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番、関根です。7番について説明します。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんとの売買に当たって、鉾田市内の■■■■の紹介で土地の売買が円満にまとまった経過があります。今回の土地購入に当たって、サツマイモを主力とした経営を行っています。今月16日、事務局側と一緒に現地畑及びその施設、あと収穫機、あと植え付けする関連の機械を新車2台ずつ合計4台はハウスの中に格納されてあることは確認しています。なおかつそのハウスの中にサツマイモの、現状作っているコンテナもしっかり、中身の入っていますのも確認してきました。今回、■■■■、■■■■の整備工場の真後ろに当たります。1筆1、334平米を購入したことにより、経営の安定化を図るためということです。</p> <p>以上のことから、農地下限面積、従事日数とも、農地法第3条3項の許可要件を満たしていると考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号3番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫修一です。7番ですけれども、水戸市の■■■■さんは、上釜にも機械があると言いましたよね、たしか。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>左手になります。■■■■の農業なので、そんなに遠くない。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>では、水戸在住かもしれないけれども、上釜に農業機械とか、そういうのが置いてあるということでもいいのですか。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>確認してきました。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>分かりました。水戸では遠いものね。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	<p>そのほか質疑はないでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番から番号7番について申請どおり許可と決定すること にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号3番から番号7番を申請どおり許可と 決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用 許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可 について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積2、 873平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX XXXXXX。転用施設、農業用資材置場・駐車場2、873平方メートル。 事由、農業経営規模拡大に伴い現在利用している敷地では手狭とな ったため、農業用資材置場・駐車場を整備したい。詳細につきましては、 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。1番について報告いたします。 去る1月15日に20番、小沼藤雄委員、21番、菅谷幸子委員</p>

	<p>方メートル。同じく■■■■■，地目，田，面積1，366平方メートル。計2筆2，037平方メートル。申請人，■■■■■，■■■■■。転用施設，排水処理施設2，037平方メートル。事由，野菜を洗った洗浄水を申請地に流しておりましたが，流入量が多く敷地内から水路へあふれてしまうため，排水処理を行う調整池を整備して是正したい。なお，この案件につきましては，既使用されているため，始末書が添付されております。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 菅谷幸子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>21番，菅谷です。2番について報告いたします。 去る1月15日に，19番，大貫委員，20番，小沼委員，そして私と事務局で現地調査を行いました。場所については，地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。</p> <p>申請地は，集団的に存在する農地の地域にありますが，排水の処理を行う調整池を敷設したいとのことです。農地区分としては第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議長 井川栄委員</p>	<p>それでは，地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番，井川です。現地調査の調査員の皆様，大変ご苦労さまでした。申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請人，■■■■■さんは，申請地に排水処理施設を造りたいということでもあります。■■■■■さんは，農業をしております，農業のほか以前から，お父様の代から漬物大根の加工場をやっております。そういう点から，野菜を洗った水が大量に出るということで流しておりました。地図は1ページの右側になります。北側のこの地図に表れていないところは，いこいの村の敷地内になります。それで，左側の赤い点線が茨城町と鉾田市の境界であります。県道16号線より南へ田んぼづたいのところを歩いていきますと，200メートルぐらいのところに申請地の1番と2番の2つの水田があります。この地図の2番の申請地の右側のちょっと太い道路がありまして，その道路の近辺に住宅がありまして，住宅の右側，道路の右側ですね，右側が■■■■■さんの住宅とサツマイモの洗浄とか大根の洗浄をする工場があります。段差にしますと申請地の水田と■■■■■さん</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	<p>19番，大貫です。1番について報告いたします。</p> <p>去る1月15日に現地調査を行いました。場所については，地図2ページの左側になります。現地確認したところ，現在建物が建っている状況でありました。30年前から既に住宅を建築し，宅地として使用している状況でした。3人の総合意見として，現況証明書の交付は可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
議 長	それでは，地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番，海老原です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>現地調査員さんのご報告のとおりでございます。現地調査員の皆さん，どうもご苦労さまでした。場所は，地図2ページ左側です。鉾田市内から運動公園入り口を過ぎて150メートルぐらい先を右に曲がり，300メートルぐらいのところの左側に鹿島神社がありまして，その隣に面したところでございます。■さんに聞くと，平成15年以前から30年ぐらい経過しているということでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。
議 長	続きますで，番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番，届出地，■，台帳地目，畑，面積2，454平方メートル。申請人，■，■。変更年月日，平成10年10月11日以前，確認年月日，令

<p>議 長 小沼藤雄委員</p>	<p>和6年1月15日。非農地証明となります。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 小沼正委員</p>	<p>20番，小沼です。申請番号2番について報告いたします。 場所については，地図2ページの右側の位置です。調査については，地元委員さん，よろしくお願ひいたします。 申請地は一部雑種地，一部畑で，利用状況は資材置場，堆肥舎，畑となっております。現況証明書の交付について，3人の総合意見として保留と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議 長 小沼正委員</p>	<p>それでは，地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番，小沼です。申請番号2番について説明します。 現況調査員の皆様，ご苦労さまでした。申請地は地図2ページの右側になります。旭市民センターから北に1キロほどの場所にあります。20年以上前から堆肥舎及び資材置場，駐車場として利用していたため，地目変更登記のために非農地証明の申請をしたそうです。現地を確認したところ，豚舎側の農地は堆肥盤や資材置場としているのは確認できました。しかし，自宅側の農地につきましては，車両が何台か止めてありましたが，土の状態であり，農地への復旧は容易に可能であると考えられます。 また，申請書に添付されている20年前の航空写真で土地を確認したところ，農地として管理しているようになっておりました。よって，本申請につきましては，非農地証明書を発行することが適当でない案件であると思われるので，保留すべきと考えます。ご審議のほどお願ひいたします。</p>
<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>それでは，番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうでしょうか。めったにない案件，保留ということで案件がありますけれども。 では，お願ひします。</p> <p>2番，坪沼です。本当にここで保留ということはめったにないような案件だと思います。今，現地調査員と地元委員さんから説明がありましたけれども，皆さんお手元の画面のほうをちょっと見ていただければ3枚あるかと思うのですけれども，この点に関して見ただけではあれですので，事務局の説明を求めたいと思いますが，よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	それでは、事務局。
事 務 局	<p>農地係の鬼澤です。すみません。タブレットのほうですけれども、今回保留になった場所の写真が確認できますので、そちらを御覧いただきたいのですが、ログインしてから、表示しているものもあるのですが、現地確認工程一覧というところを押すと、今回の案件の部分を選択できますので、そちらで確認していただくと、2番ですね。右側に表示されているところの一番下の選択の農地一覧へというのを押していただくと出てきますので、この英語のところをタップしてください。現況写真というのを押していただくと写真のほうを確認できますので、そちらのほうで現地調査員さんが確認をした写真になりますので。農地の範囲を地図上で確認できると思うので、その航空写真と現地の写真を合わせて見ていただくと分かりやすいかなと思うのですが、</p> <p>皆様、図のほうを確認できたと思うのですが、今回の案件につきましては、もしこのまま審議で保留という形になりましたら、申請者さんのほうには改めて農地部分と雑種地、資材置場、堆肥舎になっているところを分筆測量していただいて、改めて非農地証明の申請をしていただければ、堆肥舎、資材置場のほうについては認められる。畑の部分については、非農地証明というのは発行できないというような回答をしようと思っていますので、皆様よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>そういったことで皆さん、分かりましたでしょうか。やはりこういう保留という案件もあんまりない案件なので、やはり現地調査員の方がそういうような総合的な決定したものですから、やはり地元委員の方もそういう形なものですから、これでよろしいでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>では、2番について質疑なしですね。質疑なしと認めます。これより採決いたします。番号2番については、保留とすることでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番については保留とすることに決定いたします。</p>

	<p>(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号1番、届出地、[REDACTED]、田2、036平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由、田畑転換。期間は令和6年4月10日までとなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。1番について報告いたします。場所については、地図3ページの左側の位置です。申請地は、道路との高低差がある農地の解消をするための行為でありまして、農地改良制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
井川栄委員	<p>22番、井川です。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。1番について説明いたします。申請人の[REDACTED]さんは、申請地に客土をしたいという申請であります。場所は、地図の3ページの左側になります。いこいの村のグラウンドはお分かりかと思いますが、グラウンドから南側に県道16号線がありまして、16号線から100メートルぐらい鹿田方面に行ったところに申請地がございます。申請後は、コマツナを作りたいということでありまして。土は畑田地内の山砂を使用するということでもあります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>関連があるので、番号2番、番号3番を一括して上程いたします。 事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、番号3番については、搬出先の事業が同一のものになるため、続けて説明いたします。 番号2番、届出地、[REDACTED]、田320平方メートル。同じく[REDACTED]、田1、068平方メートル。同じく[REDACTED]、田240平方メートル。計3筆1、628平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号3番、届出地、[REDACTED]、田1、418平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由は、全て田畑転換であり、期間は全て令和6年5月31日までとなっております。 以上でございます。</p>
議 長 小沼藤雄委員	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>20番、小沼です。申請番号2番について報告いたします。 場所については、地図3ページの右側の位置です。詳細については、地元委員さんによりしくお願いいたします。 申請地は水田で、田畑転換で客土終了後、カンショを作付するということで、道路との高低差がある農地の解消をするための行為であり、農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、ご報告いたします。 続けて、申請番号3番についてご報告いたします。場所については、地図4ページの右側の位置です。詳細については、地元委員さん、よろしくお願いいたします。 申請地は水田で、田畑転換で客土後、やはりカンショを作付する</p>

	<p>ということであり、道路との高低差がある農地の解消をするための行為であり、農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番、井川です。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。2番と3番、同じあれですので、続けてご説明いたします。場所は、地図の3ページの右側と4ページの左側になります。敷地としては隣接する敷地であります。県道の16号線がありまして、右側に緑色の川が見えると思いますが、大谷川です。その川の左側の角が現在市で建設中のみのわ水鳥公園でございます。申請地は、水鳥公園に隣接する場所にあります。客土をしてカンショを作りたいということであり、砂は塔ヶ崎地内の土を持って来るそうであり、問題ない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>番号2番、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これより採決いたします。番号2番、番号3番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、番号2番、番号3番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)</p>

議	長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては、28件、合計で70筆、面積14万3,951平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借68筆、使用貸借2筆となっております。内訳につきましては、新規57筆、集積一括13筆となっております。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号を申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
		(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	申請人につきましては2名、筆数は43筆で、合計面積は4万3,863平方メートルとなっております。意見書の内容につきまして

<p>議 長</p>	<p>は、記載のとおりとなっております。 令和6年1月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定 については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(議案第7号 農業委員会事務局職員の人事に ついて)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、議案第7号 「農業委員会事務局職員の人事について」 を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会の事務に従事させる職員につきましては、農業委員会 等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が任免す る規定になっております。</p> <p>銚田市においては、毎年4月1日付の職員の定期人事異動が行わ れており、定期人事異動の内示につきましては、例年3月下旬に発 令されております。</p> <p>農業委員会事務局職員の定期人事異動について、市長との交渉・ 調整につきましては、農業委員会を代表して、飯岡会長並びに草野 代理、小沼代理に一任していただければと思います。よろしくお願 いいたします。</p>

議 長	<p>それでは、職員の人事異動については、ただいま事務局の説明したとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑を許します。</p>
新堀隆委員	<p>予定があるのですか。人事異動の予定は。</p>
議 長	<p>これ、事務局もう一回。</p>
事 務 局	<p>本沢主幹のほう退職しますので、必ずあります。あと、私のほうが、管理職の定年というのが60歳になっておりますので、局長としての位置づけはなくなりますので、必ず人事異動はあると思われれます。</p>
新堀隆委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>そういうことで、人事異動は間違いなくあるということなので、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>農業委員会事務局は結構忙しいみたいなので、職員の方を増やすということは要請はできないのですか。</p>
議 長	<p>それについては、去年か、市長と部長、草野代理、小沼代理とで交渉して、今は6人体制でやっていて、非常に忙しくて、手が回らないから、何とかもう一人、こっちから回していただければということで交渉に行ったのです。ところが、ちょうど総務部の部長を呼んで話をしながらやっている間に、どこも忙しいのだということと言われて、どこも忙しいのだから。別に会長から言われなくても分かってはいるのだけれども、農業委員会だけに人を回すわけにはいかないとされたのです。そうすると、回していると、その回された部署が今度もっと忙しくなってしまう人がいる。もう精一杯でやっている状態だから。なるべくうまく、今のやつで、菅谷さんと本沢さんを残業をいっぱいやらせて使ってくれと。そういうふうにしても、残業をいっぱい、当然間に合わないから残業をいっぱいやらせて何とか乗り越えてくれと言われたけれども、やらせると分かったのだけれども、本人が用があっても休めなくやっていて、過労死になってしまっただけで死んでしまった場合はどうするのだと。そこまで一応話しておかないということにはしようがないから、一応そういう話はしたのですけれども、そう言いながらも何だかんだ1年たちました。だけれども、今言ったとおり、櫻井局長が3月で終わる、本沢さんが終わるということで、既にそこでいてくれれば</p>

	<p>一番いいのだけれども、それであと、農業振興課から仕事が1つ回ってくるのです。今現在で大変だと思ったら、農業振興課から今度回ってくるのです、仕事が。その回ってくる仕事というのは、市民が、今言ったとおり、農業振興課のほうから、中間管理機構から仕事を受付に行って、そこで用が済めばいいけれども、また3階まで上がってきて、また同じような申請するわけです。それは市民だってやっぱりちょっと負担かけるということで、これは農業委員会で一体としてやれば、市民がその1か所の窓口で済むのだから、そのほうがいいのかということで、そういう仕事があるので、前からそういう話はあったのだけれども、なかなか人が足りないから受けられなかったけれども、今度その良い機会であって、そういうことで人を2人、仕事も1つ増えるということで、取りあえず2人は最低でも欲しいということで要望したいというような気持ちで、一応局長とは相談して、今、代理と2人でもそういう形で交渉に行きたいと思っておりますので。現状はそういうことでございます。</p>
<p>大貫修一委員 議 長</p>	<p>絶対増えるということなのですね。</p> <p>違う。分からない。交渉だから。こっちは何でもかんでも最低2人ということとするわけだ。できれば3人のほうがいいのだけれども。そんなにやっぱり余分がないと言われれば、2人が必要だから。だから、そういうことでいろいろ他のいろいろなケースだけれども、鉾田は全国農業会議所が年間納めている金が茨城県で2番目に多いから、農家の戸数と農地面積が2番目に多いということ、県内で。それでも今言ったとおりに6人でやっているわけだ。水戸はそれよりかずっとランクが落ちているわけだ。農業委員会の人数。でも、水戸は事務員が13人もいると。だから、やっぱりそれは市の財政だと思うのです。それは市の財政だから、それだけ多くいてもそれだけ忙しい。幾ら農地が少なくなってもそれだけ忙しい部署だか何だか分からぬけれども、そういうふうにも多いところもあるわけなのです。それはあくまでも市の予算の中でやることだから、私らはやっぱりある程度の人数内で、余裕はなくてもいいから、ある程度の人数を欲しくて、その中で間違えのないようにやっていただければ一番いいということで。人数が少ないとどうしても残業をやるということは、間違いも起きる可能性もあるわけで、我々に対して間違いは許されないのです。だからそういうことでやはりある程度余裕を持ってやるためには、人数はある程度の確保も必要かなと思って、これから市長に相談に行こうかなと思っておりますので、そういうことの現状でございます。</p>
<p>新堀隆委員</p>	<p>私も経験したのですけれども、同じようなことを2回申請やるも</p>

		<p>のですから、その場合だと思ふのですけれども、今農林事務所で行っていること、担当者をこっちのほうに異動してもらおうというわけにはいかないのですか。市役所との出向してもらおうなど。</p>
議	長	<p>それが一番いいことなのだけれどもな。ただ、今言ったとおりに親方の考え、一応私らはそのままそっくりが一番いいことだ。今は何度も行ったりすることだから。</p>
	新堀隆委員	<p>1か所で済むのでそのほうがいいと。</p>
議	長	<p>それも去年からそういう話はあったのだけれども、なかなか人数が足りないから受けられないということで、人数を。この定期異動のことに関連して、仕事と人を一緒にということも要望したい。</p>
	新堀隆委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>そういうことで要望するように一応、概要はそういうことでございます。</p> <p>そういうことでございますので、どうでしょうか。</p> <p>事務局の説明のとおり、4月1日付の農業委員会事務局職員の定期人事異動に伴う、市長との交渉・調整については、会長並びに会長代理に一任ということで、ご異議ないでしょうか。</p>
		<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、会長並びに会長代理に一任させていただくことに決定いたします。</p> <p>4月1日付で農業委員会事務局職員の定期人事異動があった場合において、異動の辞令交付は、4月1日に会長から交付します。なお、4月の定例総会において、農業委員会の承認を追認で受けることとなりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
		<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議	長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による</p>

事務局	<p>通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>6件の届出がございました。16筆で面積は3万52平方メートル、いずれも合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>10件の届出がございました。35筆で面積につきましては、合計で6万3,570平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元のほうに配付してあります、こちら農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集についてというものがお手元にあるかと思えます。</p> <p>まず、農業委員会組織では、被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、「能登半島地震義援金」の募集活動に取り組むことになったところであります。</p> <p>そのため、銚田市農業委員会からも義援金の募集活動に協力したいと考えております。</p> <p>まず、案ではございますけれども、1口1,000円となっております。</p>

	<p>りますので、1人1,000円で農業委員24名、推進委員35名、事務局6名で65名となり、6万5,000円の義援金を送付したいと考えております。</p> <p>農業委員、推進委員は、それぞれの慶弔費の積立てのほうから出していきたいと考えておりますので、そちらのほうでよろしいでしょうか。</p> <p>(よろしくお願ひしますとの声あり)</p>
大貫修一委員	すみません。ゆうちょ銀行からお金を送るのですか。
議長	いやいや、私らの積立てやっている、あの会費から1人1,000円ずつ。
大貫修一委員	それは分かりますけれども、送る先はどこですか。ゆうちょ銀行。
事務局	ゆうちょ銀行のほうになります。水戸信用金庫から送りますので、ゆうちょ銀行のほうに。
大貫修一委員	茨城新聞に送ったほうがいいのではないの。
事務局	こちら全国農業委員会議所のほうで取りまとめされておりますので、そちらのほうにお送りしたいと思っています。
議長	そういうことの説明でございますので、ひとつご協力のほうをよろしくお願ひいたします。 あとそのほか、事務局。
事務局	<p>続きまして、お手元に配付してある「のうねん」という、この青いやつですね。こちらの冊子になるのですけれども、こちらの10ページのほうを御覧ください。こちらには、銚田市農業委員会の農業者年金加入推進についての記事が載っております。取材については、今年度加入いただいた宇佐見委員さんに引き受けてもらいまして、会長及び事務局でも取材を受けました。</p> <p>また、同日に全国農業新聞の取材も受けていただき、1月19日の新聞ですか、新聞のカラーのコピーがあると思うのですけれども、こちらに、全国農業新聞のほうの記事が掲載されております。こちらのほうも委員皆様の活動の結果で全国農業会議所から目を向けていただいたということでもありますので、今後も引き続き活動をいただければと思います。</p> <p>また、続きまして、お手元に配付してあります1月12日の全国</p>

	<p>農業新聞の記事ですか、こちら家族経営協定の調印式の記事が記載されております。こちらのほうの取材は推進委員の長峰推進委員さんが受けておりました、写真には森作委員、井川委員、あと会長と坪沼農政部長が写っておりますので、後で内容のほうを見ていただければと思います。また、家族経営協定の推進のほうも引き続きご協力お願いいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかありますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫ですけれども、2月15日の鹿島地区協議会研修大会が大洋公民館で行われるのですよね。これ地元だから全員参加してもらわなくては困るのだよね。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、大貫さんから言われたとおりに、全くそのとおりでございます。地元の農業委員が欠席が多くて、鹿嶋や神栖のほうの農業委員さんの方が多いというのは、やはりこれ持ち回りのやっっている中で一番ちょっと恥ずかしい。それと、県会議員と市長たち、総勢来ている中でなおさらのことで、欠席者が多いことは非常に市長の顔も立たないし、もちろん農業委員もちょっと恥ずかしいのではないかなと思っておりますので、具合が悪くても、風邪引いたとかではしようがないけれども、なるべく都合をつけていただいて、ご参加のほうよろしくをお願いします。</p> <p>事務局のほうからも、推進委員さんのほうも極力こういうことで、大洋でやるのだから、ぜひ参加のほうをお願いしますということで強い口頭で言っていただくようお願いいたします。こういうのは推進委員のほうは集まるということがあまりないのです。活動というのが目に見えないの。だから、せめてこういう場に出てきていただいて、農業委員は現地調査なり、そのほかに自分でいろいろなことがあるわけです。だけれども、推進委員の仕事があまり目に見えてこないです。だから、せめてこういうときに出てきていただいて、やはり推進委員だということで、給料をもらっていたということで、語ってもらって参加してもらおうような、そういうことを事務局のほうからひとつ連絡網をつくってもらいますので、よろしくお願いします。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>もう一つ、これの研修大会とありますけれども、表彰式もありますよね。これはないのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>表彰式もあります。</p>

大貫修一委員	表彰される方は誰でも表彰されるのですか、これ。
事務局	まず、銚田市のほうから大庭推進委員さん、あと神栖市の職員で1名ずつなので、2名が該当者となります。
大貫修一委員	農業委員は誰も表彰されていないのですか。
議長	その規程があるのです。6年以上とか……
事務局	3年以上。
議長	3年以上過ぎてても、やっぱり現職という場合にはお渡し時期のある表彰なのです。
事務局	3年を超える方が農業委員さん、推進委員さんで表彰されるのですが、今まではコロナの関係でこの研修大会というのができなかったもので、多分3年超えて受賞された方は、去年の3月に祝賀会をやったと思うのですが、研修大会ができなかったもので、年度末にお渡ししたという経過がございまして、この鹿島地区の協議会は、鹿嶋市、神栖市、銚田市の3市で輪番で回っていきまして、4年度、5年度が銚田市の持ち回りで、その前が神栖市だったのですが、神栖市はコロナ禍だったので、事業を行わずに銚田市に回ってきてしまったということで、しまったということではないのですけれども、それで研修大会ができなかったもので、今年度は研修大会を2月に行うということでの経過です。 以上です。
大貫修一委員	分かりました。
議長	そういうことなので、何回も言いますけれども、なるべく、極力都合をつけていただいて参加していただくようお願いのほうをいたします。 あと。
小沼正委員	皆さんのお手元の中にこういう「メロンの接ぎ木の技高校でも指導」という記事があると思います。ちょっとご披露したいと思いますので、ちょっと二、三分時間をいただきたい。 先ほど宇佐見さんの全国農業新聞の記事を見させていただいて、すごく立派だなと、あるいは大活躍しているなという記事でございました。その中で、もう一つ、1月19日に日本農業新聞を抜粋し

	たのですけれども、茨城県銚田市の山口正重さん、現在農業委員の方ですよ。メロンの接ぎ木の技ということで、高校でも指導しているというようなことで記事が載っております。ちょっと読ませていただきます。銚田市の山口正重さんは、メロンの接ぎ木作業の技術を継承し、妻と実習生2人の計4人で、主に育苗を営んでいる。メロンやトマトの接ぎ木苗を中心に約20万本、野菜苗を5万本扱い、地域に根づいた活動を展開している。銚田第二高等学校農業科では、主にメロンの県育成品種「イバラキング」を中心に接ぎ木作業の指導などを尽力している。若手生産者の質問にも応じていて、山口さんは産地の維持発展につながるよう、これまで以上に貢献したいということで載っておりますので、同じ農業委員として、ああ、私らもこういう記事を見ましたら、誇れるのではないかなと思いましたが、ご披露させていただきました。山口さんからの承諾を得ておりましたので。ありがとうございました。
山口正重委員	全国版ではなくて、関東ブロック版で。
議長	いや、こうやって日本農業新聞の全国版に載って、それが名が売れて、やっぱり……
山口正重委員	農業委員をしていますと言えばよかったかなと。
議長	その他についてまた皆さんで何かありましたら。何かありましたら。何もありませんか。
	(発言なし)
議長	なければ、私のほうからちょっと皆さんに考えていただきたいことがあるのですが、というのは、前も言ったことあると思うのですが、この案件が上がってくる中で、始末書添付、始末書添付って大分、毎回毎回ありますよね。始末書添付という形でこの案件には始末書がついております、この案件には始末書がついてありますよという申請がありますよね。その中で、始末書は別に何枚書いたら構わないのかという疑問が私、農業委員になってからずっと思っているのです。始末書というのは何枚書いても別にペナルティーも何もありませんかということを感じているのです。警察にスピードで捕まっても、1回目は青紙だけれども、2回目は赤紙切られて免停になったりということも、こういうこともあると思うので、始末書を上げれば何でもいいやというふうに意図的にこれからやられてしまったら、これ非常に困るのではないかなと思っています。というのは、外国人の方を差別するわけではないけれども、や

はり土地取得しておりますよね。取得しておいても、やはりその土地の中で何かを作るといった場合には、やはり農業委員会の許可が必要ですよ。だけれども、始末書添付でやればいいという、そういうことに何でもありでやってしまって、果たしてこれからそれでいいものかと思って。何でそういうふうに外国人と言っていることは一生懸命農業をやってくれるということはいいことなのだけれども、生まれたときから私らはこの環境で育って、この常識というのが分かって今までもあるわけ。ところが、外国人の人は、生まれたときから我々と違う、常識が常識でなく、非常識が常識になってしまっているわけだよ。その中でそういうことにこれからそういうふうにやられた場合に始末書でも、しょせん始末書を上げれば、みんな許可になってしまう。今まで始末書上げて、ここで許可にならなかったことは一つもない。近隣の農業委員会もこのような始末書では処分もない。始末書が果たしてこれからずっとこのままでいいものかどうかをひとつ考えてもらいたいということなのです。常識がやはり常識で通らなくなる人らが今度、自分らの常識でやられてしまっているのでは、その常識が崩れてしまうのではないかなと思って。

これとは違う、農地とは違うのですけれども、私の地区にももう普通の民家を買って外国人が住んでおるところがある。それで、その住んでいる中で、その農家には外国人が七、八人住んでおる。その方にひとつお願いしたのは、一生懸命農家を頑張ってやってきているのはいい。これはいいことだというのだ。荒れた土地を耕して野菜でも何でも作ってくれることはいいのだ。ただ、生活するのにあなたらは必ず物をスーパーから買ってきても、どこから買ってきてもごみが出ますよねと。そのごみもあなた方が生まれた国はそこらにほん投げても何でもいいのだった。我々も生まれたときはそうだったのだ。だけれども、だんだん、だんだん時代の流れによって、もうごみは市で回収する。それで、その中で必ず燃えるごみと燃えないごみを分けたり、キャップもまたまた別にすることなどでやっている中で、あなたらもここに住むのだから、そういう常識を分かって生活してもらおうようにやらなければ駄目だと。この地区にはそういうふうにごみ捨てるところがないから自分で持って行って処理するか。でなかったら、あなたはここに住んでいるのに、あなたらの周りにごみが散らかっていれば周りの人らがあなたらがやったのだと思うというのだよ。そういうふう白い目で見られないためにもちゃんとうちの周りだけはきちんとごみを散らかさないできれいにしておいてくれと。周りにも捨てないように。地区さ3,000円から5,000円年間払えば、その地区のごみ場所さ出せるのだから、そういうような常識を守ってこれからは生活してくださいと。そうすれば周りからは白い目で見られないのだからと

いうことをお願いしたのだけれども、生活するのに当たってやっぱりそういうごみも出ることだけれども、この農地に関してこれからこういうふうには農地を買っていくのに始末書添付、始末書添付で果たしてこれいいものかどうか、ここら辺で考える必要があるのではないかと思う。誰が見ても、ある程度地元の農業委員さんは分かるでしょうよ。あの人は分からないでやったのだから、ああ、これは始末書で通るわなど。あの人は分かっているやっっているのだよ、あれって。ああ、そういう人も中にはいないとも限らない。そういう人も同じ扱いで、これからはいいものか悪いものかということをし少し考えてもらったほうがいいのではないかなと思って、私は皆さんにそういうことをひとつ知っていただくような形で今お話しさせていただきました。あくまでも始末書、始末書、それ以外はないのですよ。農業委員で取り締まること。それと原状回復に命令を出したことも今までにない。回復命令出したって強制的にやらせたところはない。これは鉾田近隣もそうなのですけれども、だけれども、こういうことでいいのかということを考えていただきたい。

それとあと、太陽光も営農型も全くそれと同じ。下に作物していても、5年たっても10年たっても収穫ゼロ、ゼロ、ゼロでは、現状これからは農水省のほうで厳しくやるということだ。その太陽光を許可するのは経済産業省、あと農水省では営農型で優良農地が失われているということで、それは農業委員会では私らも預かれないから国の幹部にはそういうことを言っているのだけれども、優秀な農地が失われてしまうということで、そういうことでやはり営農型、営農型でカモフラージュして、下で5年たっても10年たっても作物がゼロ%の収入では仕方ない。仮に収入が上がったりしたって、虚偽で上がってくる現況があるわけなのです。それだって、まだ調べたことも何もありません。どう見たってあそこがそのくらい収入があれば仕方ないなど。だけれども、これからはそういう問題なので、収入本当に上がったのかということもある程度調べてやらないと優良な農地が失われていって、太陽光発電の営農型がどんどん許可になってくることがあると思いますので、そういうことを皆さんでひとつ意見をさせていただくようなことをお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。私が感じていることはそういうことを今感じておりますので、やはり鉾田市は農業が一番これから盛んになって、農産物が収入が安定し、市の基幹産業であるといながらも農地が失われていって、ましてや第2種、第3種の農地ならばともかくとして、第1種農地が失われるということは、やっぱりそういう部分に対して危惧しないとこれから先ちょっと、できてしまってからでは遅いと思うのです。現況なかなかだから、相手に損害賠償を取られる可能性もあるから、それを一つ一つ、だからできる前にもう少しそういうことも、申請が出てきたらば、営農型

	<p>でてきてもこれだけの収入がないと途中で原状回復措置命令をこれから出して本当に実行させますよということまで、申請に来たときにやっていただくような、そういうことを事務局のほうにもひとつ指導していただいて、やっていったほうがいいのではないかなと思っておりますが、皆さんで何か意見があればと思って、一応その話を。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>今会長が言った話になるのですけれども、始末書添付ですか、自分も農業委員になって始末書添付の案件は過去幾つか見ましたけれども、主にそれを大々的にやっているのが土木関連の業者が大半だと思うのです。今までそのまま始末書を何回も出せばいいのだという安易な気持ちで、事務局側は、その各案件を履歴を書き込んでいる、全部書いていると思うのです。銚田市、法令上は始末書という意味が、どこまで法律的に強制力があるのか。銚田市でその制定するなり条例をつくって、例えば法律上は仮に駄目だとしても、認められないとしても、期間を、懲らしめる意味では遅らせるような措置を銚田市で考えたほうがいいのか。多分その概要は、建設関係は知っていると思うのです。</p>
<p>議長</p>	<p>冒頭の挨拶のことも、先ほど挨拶のときにも言ったけれども、チーム長の農水省の人にも言ったのだけれども、太陽光がそうだろう。太陽光を続ける、パネルつくっていても、大手がつくってる。設置している人は個人の会社だからって、いつ潰してもいいような会社だからって、設置しているのは、そういう方が農家からみんな土地を買ったり、これだけもうかる話していたから駄目だというのだ。大手は手を出さない。パネルつくるだけで設置するのは手を出さない。それと同じで、始末書も、どれだけ重くたって、重くないのだ。始末書だけ上げればそれで通ってしまうのだ。重くないのだよ。原状回復できないのだもの。だから、それでいいものかということ、俺は。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>私個人的なことなのですけれども、2年前に外国人の不法就労のことで、結局身元を確認しないで外国人を1週間程度使用して、結局その外国人がけがをして、結局警察署のほうでも入院する羽目に本人はなったのですけれども、そのときに法律上、本来は罰金を科せられる。始末書も書きました。でも、そのときに水戸市の刑事課4人かな、聴取を受けて、始末書添付、そのときに始末書を書きましたけれども、2回目のときはもっと重いよう逮捕だということは言われました。それはあくまでも人権のこともありますから。でも銚田市の、今言った制定なり条例は考えたほうがいいのか。</p>

<p>議 長</p>	<p>そう思って今私、皆さんにそれを投げかけたわけなのですよ。いつまでも始末書添付、始末書添付でそのまま処理していたほうがいいのか。太陽光でも、今言ったとおりにこのまま許可せざるを得なくなってしまうのです。今の銚田市の、ないので。営農型で上がってくれば、どんな土地も大体許可しなかったところはない。だから、それを許可しないとこっちが今度逆に訴えられてしまうわけだから。何も不備はないのだもの。だから、そこでもう少しきつく何かを、縛りをつけなければ、これからだんだん、だんだん難しくなってしまうということで、こちらで少し考えておいたほうがいいのかないかなと思って、私はその点。過去を遡れば3年か3年半ぐらいのときに、俺はある議員二、三人に言ったことあるのですよ。太陽光に当たっては市で条例をつくってもらいたいと。農業委員会で幾ら頑張っても、書類が上がってきて不備がなければ通すほかないのだと。市でやっぱり条例をつくっていただいて、何とかある程度の規制をつくってもらわなければ、農業委員会では守れないよと言ったのだけれども、1か月たって、2か月たって返った答えが、条例つくるには法律から弁護士を呼んでいろいろ話を聞いてやってつくらなければ難しいのだ。簡単に条例、条例と言うけれども、難しいのだと言われて、ああ、そうかと思っていたのです、俺は。だから、ああ、そういうものか、それほど条例つくるのは難しいのではしょうがないかなと思って、今現在に至っているわけなのだけれども、こういうふうに、こういう機会だから皆さんにこれからはだんだん始末書添付、始末書添付でいいものか。それと、今言ったとおり田畑交換をしておいて、始末書だけ後で書類あれば、何だこれ書いただけでまた交換してくれ、農業委員会許可もらって、それで後からやれば始末書添付で終わりだっぺ、みんな。だから、そこらの始末書添付の重さが重くならないかなと。そこら辺である程度の重くするのではなくて、何かをもう少しいい方法でやれば、2回目ときには赤紙とか何とかではないけれども、そういうふうに考えていただいたほうがいいのかないかなということをお願いしたわけです。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>箕輪です。先ほど言われたみたいに条例みたいなことをつくって規制しないと無理だと思います。前に始末書添付で、ある工務店が資材置場にして、その何か月とかにもう一回同じ工務店が資材置場として物を置いたり砂利を置いたりして同じことをやって、原状回復をしてほしいと言って全部撤去してもらって、許可が下りてから改めてまた置いたということがあるので、本当に工務店とかある程度のところはもう分かっているはずなので、それをあえてやるのであれば、本当に弁護士さん、法律のいろいろなところを使っ</p>

<p>議 長</p>	<p>てもやるべきではないかなと思います。でないが無理。</p> <p>農業委員会については無理なのですよ。上がってくれば許可せざるを得ないし、また許可しないと逆に告訴されて訴えられる可能性があるのです、今の現状では。だから、こちら辺でやはり物事を少し考えて、そういうような方向で皆さんに分かっていただければなと。始末書のその重みというのを。ということを考えていただければなと思って今私からひとつ皆さんに提案したわけです。何かいい案でもあればと思って、そういう形で少し前へ、我々、俺何回も言うけれども、農業委員会の第一の使命は、農地を許可することではなくて守ることということが、私はそういう頭の中で先輩らに教わったものだから、農地を何かするのに許可することではなくて、農地を守ることが第一の農業委員会の仕事だという認識で今そういう始末書添付、始末書ということをやっていたから、それでは仕方ないなと思ってこういう話を今皆さんに、現状はこういうことだということを知っていただければいいと思って話を出したわけなのです。</p> <p>それは後で皆さんも何か機会があれば少し考えていただいて、いい知恵でもあればひとつ聞かせていただいて、少しでも農業委員会がよくなればと思っておりますので、その辺よろしくお願いします。</p> <p>そういうことで、どうですか。そのほかについてありませんか。私、ないということで最後にこういう話を述べさせて、ちょっと難しくなってしまったようだけれども。</p> <p>では、よろしいですか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時45分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">_____ 議長(会長)</p>

	<p><u>23番委員</u></p> <p><u>24番委員</u></p>
--	---